

第4期 摂津市男女共同参画計画 ～ウィズプラン～

【概要版】

令和4(2022)年3月
摂津市

1 策定の背景と趣旨

本市が「第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～改訂版（2017-2021）」を策定した以降も、少子高齢化の一層の進展、単身世帯や高齢者世帯の増加、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による不安定な雇用情勢など、社会経済情勢は大きく変化しています。このような情勢の変化と、これまでの計画の進捗状況や国の「第5次男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の趣旨を踏まえ、新たに「第4期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～（2022-2031）」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。
- ②国の「第5次男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- ③『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定に定める「市町村基本計画」並びに『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に定める「市町村推進計画」に位置づけています。
- ④摂津市行政経営戦略では、市が取り組む10分野29施策の方向性や取組等を総合的に示しており、本計画では、人権分野の男女共同参画施策について、具体的にどのように実施していくのかを示しています。

3 計画の期間

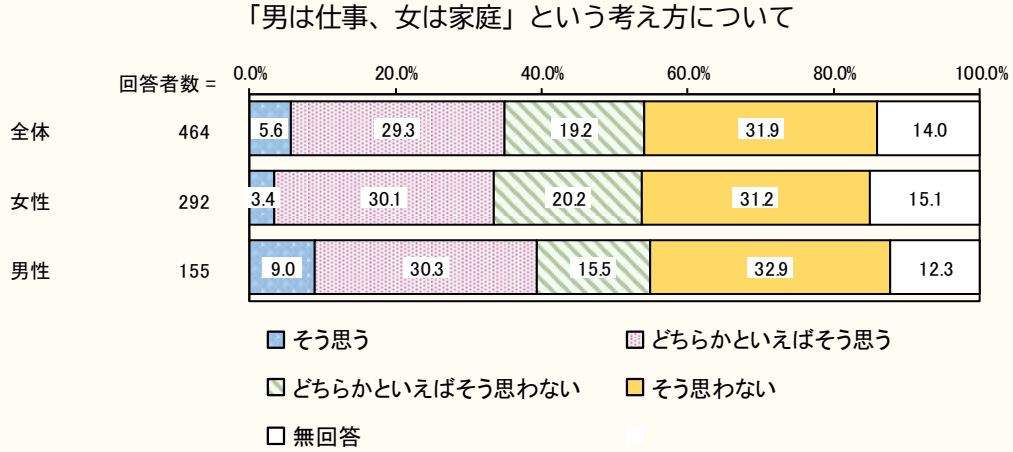
計画期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

おおむね前期5カ年、後期5カ年とし、社会状況の変化や新たな課題が生じた場合には、中間年で見直しを図ります。

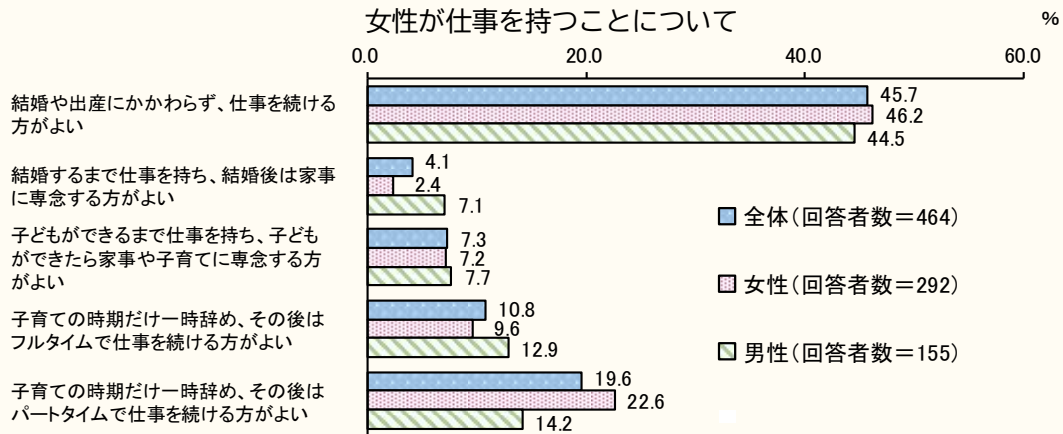


4 摂津市の現状

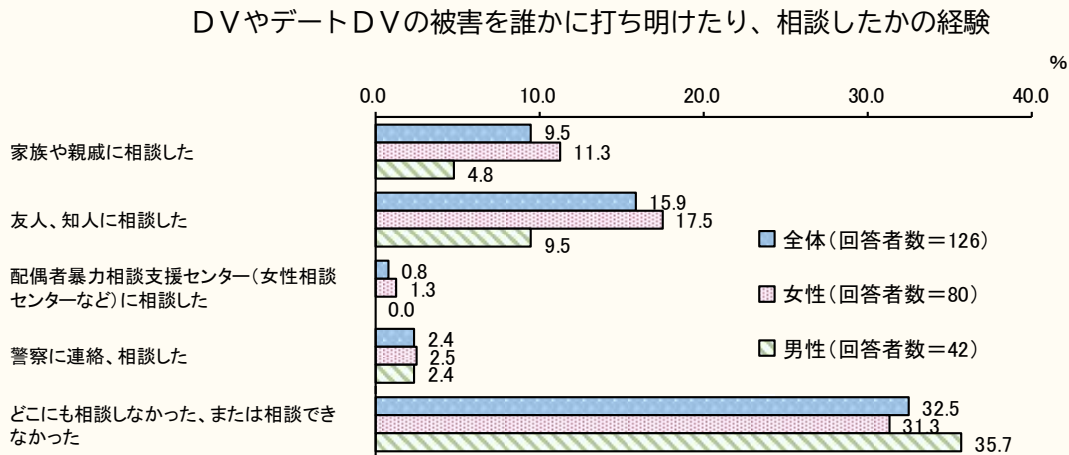
① 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



② 「女性が仕事を持つこと」について



③ 「デートDVの被害を誰かに打ち明けたり、相談したかの経験」について



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

5 計画の体系

基本的方向	施策	具体的内容
I 男女共同参画社会へ向けての意識形成	1 男女共同参画についての意識形成	<ul style="list-style-type: none"> ①市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画を推進します ②男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発を推進します ③性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組を推進します
	2 男女平等教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの頃からの男女平等教育を推進します ②女性のエンパワーメントとチャレンジのための学習機会や場の提供を充実します ③男女共同参画センターや公民館等地域の拠点となる機関から男女平等教育を促進します
II 男女共同参画社会へ向けての環境整備	1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①行政分野での審議会等への女性の参画を促進します ②行政分野・教育分野における女性職員の職域拡大と登用、管理監督職の登用を促進します ③主体的に行動できる女性を人材育成するとともに、女性が活躍する機会を提供します ④男女共同参画による地域のコミュニティ組織づくりを促進します ⑤市民活動団体との協働を推進します ⑥地域防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります ⑦避難所運営等の防災・災害対策において男女共同参画の視点を取り入れます
	2 労働における男女平等の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	<ul style="list-style-type: none"> ①女性の再チャレンジやキャリアアップ支援事業を充実します ②労働に関する調査及び情報の提供を行います ③あらゆるハラスメントの防止対策や相談体制の強化を図ります ④労働に関する法律・制度の周知と多様で柔軟な働き方を促進します ⑤女性起業家の育成及び女性事業主や自営業に従事する女性等、女性の社会進出の支援に努めます ⑥従来の男性中心型の働き方を見直し、男女が働きやすい環境の整備に努めます ⑦家事・育児・介護等に男性が主体的に取り組めるよう普及啓発に努めます
	3 男女の自立を支える福祉環境の整備 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	<ul style="list-style-type: none"> ①子育て・介護サービスを充実します ②家庭における子育て・介護への男性の参画を促進します ③地域における子育て・介護支援体制を充実します ④各種相談窓口の連携を強化し、ワンストップ化をめざします ⑤ひとり親家庭等、様々な家族形態に沿った支援を行います ⑥様々な困難な状況におかれた方が、安心して地域社会で過ごせるよう支援します
III 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ①母子への健診等を充実します ②いのちやお互いを尊重する生き方としての性教育講座等の啓発を充実します ③性と生殖に関する健康と権利の尊重についての情報提供を行い、適切な知識の普及を行います ④心身の健康に関する相談窓口を充実します ⑤ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します
	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (DV防止法に基づく基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> ①女性に対するあらゆる暴力防止に向けた意識啓発を行います ②各関係機関との連携による啓発を促進します ③性暴力被害者に対する相談窓口の情報提供を行います ④安心して相談できる体制を充実します ⑤大阪府や警察・消防等の他機関との連携による緊急かつ安全な保護を実施します ⑥庁内各課と連携し、被害者の自立支援に向けた情報提供や支援を実施します ⑦児童虐待・高齢者虐待等ネットワーク体制との連携を強化します



基本的方向 I 男女共同参画社会へ向けての意識形成

施策1 男女共同参画についての意識形成

多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向けて、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、性別にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動が必要です。

- ① 市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画を推進します
- ② 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発を推進します
- ③ 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組を推進します

施策2 男女平等教育・学習の推進

男女共同参画社会を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を見直し、性別にとらわれず個人としての人権尊重に基づく男女平等を推進する教育・学習の充実を図っていく必要があります。

次代を担う子どもたちが将来に向けて主体的に生き方を選択できる能力を身に付けるためには、幼少期からの男女平等教育の推進とともに、家庭教育、さらには地域・学校等社会全体が子どもたちを育み、見守ることができるような取組が必要です。

また、積極的な社会への参画を促すために、女性に対するエンパワーメントの機会の充実を図るとともに、男性に対しては、男女共同参画を進めることが男性にとっても生きやすい社会に繋がるということの理解を深めてもらい、より積極的に家庭・地域生活に関わってもらえるような取組を推進する必要があります。

- ① 子どもの頃からの男女平等教育を推進します
- ② 女性のエンパワーメントとチャレンジのための学習機会や場の提供を充実します
- ③ 男女共同参画センターや公民館等地域の拠点となる機関から男女平等教育を促進します

目標指標	現状値	目標値 (R8年度)
直近一年間で性別による利益または不利益を感じたことがあると回答した市民の割合	8.8%	5%
男は仕事、女は家庭という考え方についてそう思うまたはどちらかといえばそう思うの市民の割合	34.9%	20%
女の子は女の子らしく、男の子は男らしくしつけるのがよいとの教育方針に賛成またはどちらかといえば賛成の市民の割合	50.2%	40%





基本的方向Ⅱ 男女共同参画社会へ向けての環境整備

施策1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

あらゆる分野の意思決定過程に女性が参画できるよう、企業や地域等における女性の参画を促進します。

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

- ① 行政分野での審議会等への女性の参画を促進します
- ② 行政分野・教育分野における女性職員の職域拡大と登用、管理監督職の登用を促進します
- ③ 主体的に行動できる女性を人材育成するとともに、女性が活躍する機会を提供します
- ④ 男女共同参画による地域のコミュニティ組織づくりを促進します
- ⑤ 市民活動団体との協働を推進します
- ⑥ 地域防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります
- ⑦ 避難所運営等の防災・災害対策において男女共同参画の視点を取り入れます

施策2 労働における男女平等の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画)

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取組や企業における女性のキャリアアップ支援等を行います。

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、女性の活躍推進に取り組む事業者に対するインセンティブの拡充や、国や大阪府と連携した取組により、事業者による積極的改善措置等の取組を促進します。

- ① 女性の再チャレンジやキャリアアップ支援事業を充実します
- ② 労働に関する調査及び情報の提供を行います
- ③ あらゆるハラスメントの防止対策や相談体制の強化を図ります
- ④ 労働に関する法律・制度の周知と多様で柔軟な働き方を促進します
- ⑤ 女性起業家の育成及び女性事業主や自営業に従事する女性等、女性の社会進出の支援に努めます
- ⑥ 従来男性中心型の働き方を見直し、男女が働きやすい環境の整備に努めます
- ⑦ 家事・育児・介護等に男性が主体的に取り組めるよう普及啓発に努めます



施策3 男女の自立を支える福祉環境の整備 (女性活躍推進法に基づく推進計画)

子育てに関する不安や負担を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動等を両立させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した受け入れ枠の拡大と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供等のきめ細かな子育て支援策の充実が求められています。

また、高齢化社会が急速に進む中で、介護環境の整備もより重要になっています。介護は従来家族の中で主に女性が担ってきましたが、核家族化が進んでいる現在、男性が介護の問題に直面する機会はますます増えていきます。男女がともに介護に携わるとともに、介護の問題を家族内部の問題とせず、社会全体の課題として取り組んでいくことが必要です。

- ① 子育て・介護サービスを充実します
- ② 家庭における子育て・介護への男性の参画を促進します
- ③ 地域における子育て・介護支援体制を充実します
- ④ 各種相談窓口の連携を強化し、ワンストップ化をめざします
- ⑤ ひとり親家庭等、様々な家族形態に沿った支援を行います
- ⑥ 様々な困難な状況におかれた方が、安心して地域社会で過ごせるよう支援します

目標指標	現状値	目標値 (R8年度)
採用した職員に占める女性職員の割合	36.1%	40%
管理的地位に占める女性職員の割合	16.4%	25%
男性の育児休業取得率	7.1%	30%
出産補助休暇及び育児参加休暇の合計5日以上の取得率	63.6%	80%
各種審議会等への女性の参画率	35.2%	40%
女性人材リスト登録者	29人	40人
市立小中学校の校長・教頭の女性割合	16.6%	20%





基本的方向Ⅲ 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 生涯を通じた女性の健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じた健康保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康検査などを推進します。

「性と生殖に関する健康と権利」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。HIV／エイズや、性感染症等の健康を脅かす問題について、男女がともに正しく理解できるよう、性感染症等に対する知識の普及・啓発や相談体制の整備等に取り組みます。

- ① 母子への健診等を充実します
- ② いのちやお互いを尊重する生き方としての性教育講座等の啓発を充実します
- ③ 性と生殖に関する健康と権利の尊重についての情報提供を行い、適切な知識の普及を図ります
- ④ 心身の健康に関する相談窓口を充実します
- ⑤ ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します



施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (DV防止法に基づく基本計画)

DVをはじめとする女性に対する暴力を根絶するためには、全市民が暴力を容認しない意識を醸成することが必要です。また、被害者支援については、関係機関との更なる連携や、被害者の心のケア、長期にわたる自立支援の充実が必要です。

デートDVや性犯罪・性暴力被害の被害者にも加害者にもならないために、子どもの頃からの教育が必要であり、引き続き若年層へのデートDV予防啓発を行うことが重要です。

また、相談機関の周知、関係機関の連携が求められています。

- ① 女性に対するあらゆる暴力防止に向けた意識啓発を行います
- ② 各関係機関との連携による啓発を促進します
- ③ 性暴力被害者に対する相談窓口の情報提供を行います
- ④ 安心して相談できる体制を充実します
- ⑤ 大阪府や警察・消防等の他機関との連携による緊急かつ安全な保護を実施します
- ⑥ 庁内各課と連携し、被害者の自立支援に向けた情報提供や支援を実施します
- ⑦ 児童虐待・高齢者虐待等ネットワーク体制との連携を強化します



目標指標	現状値	目標値 (R8年度)
子宮頸がん検診受診率	27.9%	35%
乳がん検診受診率	19.5%	40%
DV、デートDV被害経験のある人のうち、「どこにも相談しなかった、または相談できなかった」市民の割合	32.5%	20%
配偶者などからの暴力についての相談機関としてウィズせつ女性のための相談室をよく知っている市民の割合	6.5%	15%
防災計画策定や役割決定への参画に男女がバランスよく参加する必要があると回答した市民の割合	93.3%	100%

第4期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～ (概要版)

発行 : 令和4年(2022年)3月 摂津市
 編集 : 摂津市 市長公室 人権女性政策課
 〒566-8555 摂津市三島1丁目1番1号 摂津市役所新館4階
 電話: 06-6383-1324 ファックス: 06-6319-5970

